

令和5年度 豊川水防連絡会

令和5年4月28日

国土交通省 中部地方整備局
豊橋河川事務所

水防活動の「見える化」について

- 水防団(消防団)の水防活動について、わかりやすく、タイムリーにPR・情報発信していくことが重要。
- 平成29年6月1日付け水防調整官事務連絡「水防活動の「見える化」について」により、水防活動を実施した場合には、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、報告を依頼しているところ。
 - ・(参照)「水防計画作成の手引き」(都道府県版)第14章「水防報告等」14.2 水防報告
- 水害が発生し、水防活動を実施した場合には、速やかな報告をお願いしたい。
 - ・特に、顕著な水防活動事例については、なるべく早期の報告をいただきたい。
 - ・水防企画室から、報告を依頼する場合もあるので、協力をお願いしたい。
- 水防報告を本省で整理して、本省ホームページに掲載
 - ・(URL) <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/index4.html>
- 全国水防管理団体連合会(全水管)にも情報提供し、全水管ホームページにも掲載
 - ・(URL) <http://zensuikan.jp/031katudou.html>

水防活動の「見える化」について

★報告事例★

令和4年8月3日からの大雨における水防活動 (青森県鶴田町消防団・令和4年8月9日～12日)

○概要

- ・鶴田町消防団は、令和4年8月3日からの大雨の影響に伴う集中豪雨に際し、令和4年8月9日から12日に延べ373名が出動した。
- ・降り始めからの総雨量（8月8日13時～13日14時:アメダスによる速報値）が五所川原で246.5ミリなどの豪雨により河川が増水した。
- ・各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積み、土のう作り、町内警戒巡視や排水作業を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/9～12 約83時間	373名	・土のう積み ・警戒巡視 ・排水作業



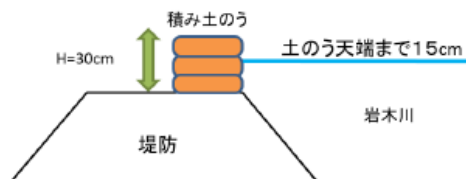
岩木川左岸（野木地先）
堤防巡視



最高水位時



岩木川左岸（野木地先）
積み土のう



水防活動実施箇所

積み土のうで岩木川の
氾濫を防ぎ、鶴田町や
つがる市への氾濫を防いだ。

出典：国土地理院ウェブサイト
「地理院地図」をもとに鶴田町が作成

R5「水防月間」の実施(毎年5月)

- 国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制強化を図ることを目的とする。

◆水防訓練

警察・消防・自衛隊や関係自治体等と連携した総合水防演習を実施。

◆洪水予報連絡会・水防連絡会の開催

水防管理団体や都道府県、警察、自衛隊など関係機関と連絡会を開催し、洪水予報や水防警報等の情報の伝達体制の確保を図る。

◆重要水防箇所の合同巡視

水防管理団体等と合同で巡視を行い、水防活動の上で特に注意を要する箇所(重要水防箇所)や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時の効率的な水防活動を行えるよう備える。

◆河川管理施設の巡視・点検・整備

危険と思われる河川管理施設について必要な補修や整備を行うとともに、許可工作物についても施設管理者に対し必要な指導監督等を行うことで治水機能を維持。

◆その他広報の実施

ポスター・リーフレットの配布や展示会や体験会の実施、政府広報等を通じて、広く国民に水防の重要性をPR。



★水防月間のラジオ番組を放送!

政府広報の一環として、R5.5.7に東京FMなどJFN系全国38局ネットで「青木源太・足立梨花Sunday Collection」で水防について放送予定。
(水防企画室 白波瀬企画官出演!)

第2号 議案(共通) 令和4年度 会務及び事業報告

【会務】

1. 豊川水防連絡会 委員会

(豊川水防災サミット、豊川圏域水防災協議会、
豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会と合同で実施)

- ①日時: 令和4年6月30日(木)
- ②場所: ー (Web開催)
- ③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員
- ④議題
 - ・令和3年度 会務及び事業報告
 - ・令和4年度 会務及び事業計画(案)
 - ・連絡会規約及び役員名簿
 - ・その他情報提供

【事業報告】

1. 重要水防箇所等情報の共有

- ①日時: 令和4年4月
- ②内容: 重要水防箇所等情報を更新し、水防業務にかかわる担当者へ共有を実施。
- ③対象者: 洪水予報及び水防警報伝達機関
※合同巡視については、災害対応のために実施を見合わせた。

第2号 議案(共通) 令和5年度 会務及び事業計画(案)

【会務】

1. 豊川水防連絡会 委員会

(豊川水防災サミット、豊川圏域水防災協議会、
豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会と合同で実施)

- ①日時: 令和5年4月28日(金)
- ②場所: 愛知県東三河建設事務所 5階 大会議室
(Web会議システム併用開催)
- ③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員
- ④議題
 - ・令和4年度 会務及び事業報告
 - ・令和5年度 会務及び事業計画(案)
 - ・連絡会規約及び役員名簿
 - ・その他情報提供

【事業計画(案)】

1. 河川合同巡視について

- ①日時: 令和5年5月～6月(予定)
- ②内容: 水防業務にかかわる担当者に対し、現場における知識向上を図るため、河川及び観測施設等の現地調査を行う。
- ③対象者: 洪水予報及び水防警報伝達機関

国土交通省豊橋河川事務所 豊川 水防連絡会規約

第2章 役員

第1章 総則

第1条 名称

本会は、「国土交通省豊橋河川事務所豊川水防連絡会」と称する。

第2条 目的

本会は、河川法、水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、国土交通省豊橋河川事務所 豊川管内の水防関係機関相互の協力及び連絡を密にし、水防対策の万全を期すことを目的とする。

第3条 業務

本会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

1. 重要水防箇所に関すること。
2. 水防警報に関すること。
3. 河川改修の状況、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な情報及び意見の交換等に関すること。
4. 水防時の交通規制に関すること。
5. 合同河川巡視に関すること。
6. 水防にかかわる広報宣伝に関すること。
7. その他本会の目的を遂行するため必要と認められる事項。

第4条 構成

本会は、別紙－1に掲げる国土交通省豊橋河川事務所 豊川管内の水防関係機関をもって構成する。

第5条 役員

本会には、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 顧問 若干名
4. 幹事長 1名
5. 幹事 若干名

第6条 会長

会長は本会を代表し、会務を掌理する。

会長は国土交通省豊橋河川事務所長をもってこれにあてる。

第7条 副会長

副会長は会長をたすけ、会長に事故があるときはその職務を代理する。

副会長は水防管理団体間で選出された代表水防管理団体の長をもってこれにあてる。

第8条 顧問

顧問は次の役職者に会長がこれを委嘱し会長の諮問に応える。

東三河総局長、東三河総局新城設楽振興事務所長、東三河建設事務所長、新城設楽建設事務所長

第9条 委員

委員は会務を評議する。

委員は別紙－2に掲げる者をもってこれにあてる。

令和4年度 豊川水防連絡会 規約

第10条 幹事長

幹事長は幹事会を運営し本会の業務を処理する。
幹事長は国土交通省豊橋河川事務所副所長(技術担当)をもってこれにあてる。

第11条 幹事

幹事は会務の企画及び相互連絡にあたる。
幹事は別紙-3に掲げる者をもってこれにあてる。

第3章 運営

第12条 委員会

本会は運営の委員会の決議による。
委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき会長が招集し会務を評議する。
委員会の議長は会長がこれにあたる。

第13条 幹事会

幹事会は幹事長が必要と認めたとき、幹事長が招集し会務の企画にあたる。

第14条 事務局

本会の事務局は、国土交通省豊橋河川事務所流域治水課に置く。
事務局職員は、国土交通省豊橋河川事務所の職員のうちから会長がこれを指名する。
事務局職員は、幹事長の指示を受け事務を処理する。

第4章 雑則

第15条 規約の改正

本規約の変更は、委員会の決議によらなければならない。

第16条 附則

この規約は、昭和57年7月15日から実施する。

平成4年5月27日一部改正

平成13年6月20日一部改正(組織名称変更)

平成14年6月21日一部改正(組織名称変更)

平成15年6月16日一部改正(組織名称変更)

平成18年5月22日一部改正(市町村合併)

平成20年6月20日一部改正(組織改変名称変更)

平成22年5月17日一部改正(組織改変名称変更)

平成23年4月1日一部改正(組織改変名称変更)

平成24年4月1日一部改正(組織改変名称変更)

令和3年5月28日一部改正(組織改変名称変更)

令和3年6月30日一部改正(組織改変名称変更)

令和5年4月28日一部改正(組織改変名称変更)

別紙-1

豊川水防連絡会構成機関名

国土交通省 豊橋河川事務所

愛知県 東三河総局

〃 東三河総局新城設楽振興事務所

〃 東三河建設事務所

〃 新城設楽建設事務所

豊橋市

豊川市

新城市

別紙-2

豊川水防連絡会 委員名簿

会長	豊橋河川事務所長
副会長	豊橋市水防管理者(豊橋市長)
顧問	東三河総局長 東三河総局新城設楽振興事務所長 東三河建設事務所長 新城設楽建設事務所長
委員	豊橋河川事務所副所長(事務) 豊橋河川事務所副所長(技術) 豊橋河川事務所総務課長 豊橋河川事務所工務課長 豊橋河川事務所流域治水課長 豊橋河川事務所管理課長 豊橋河川事務所豊川流域治水出張所長 豊橋市水防管理者(豊橋市長) 豊川市水防管理者(豊川市長) 新城市水防管理者(新城市長)

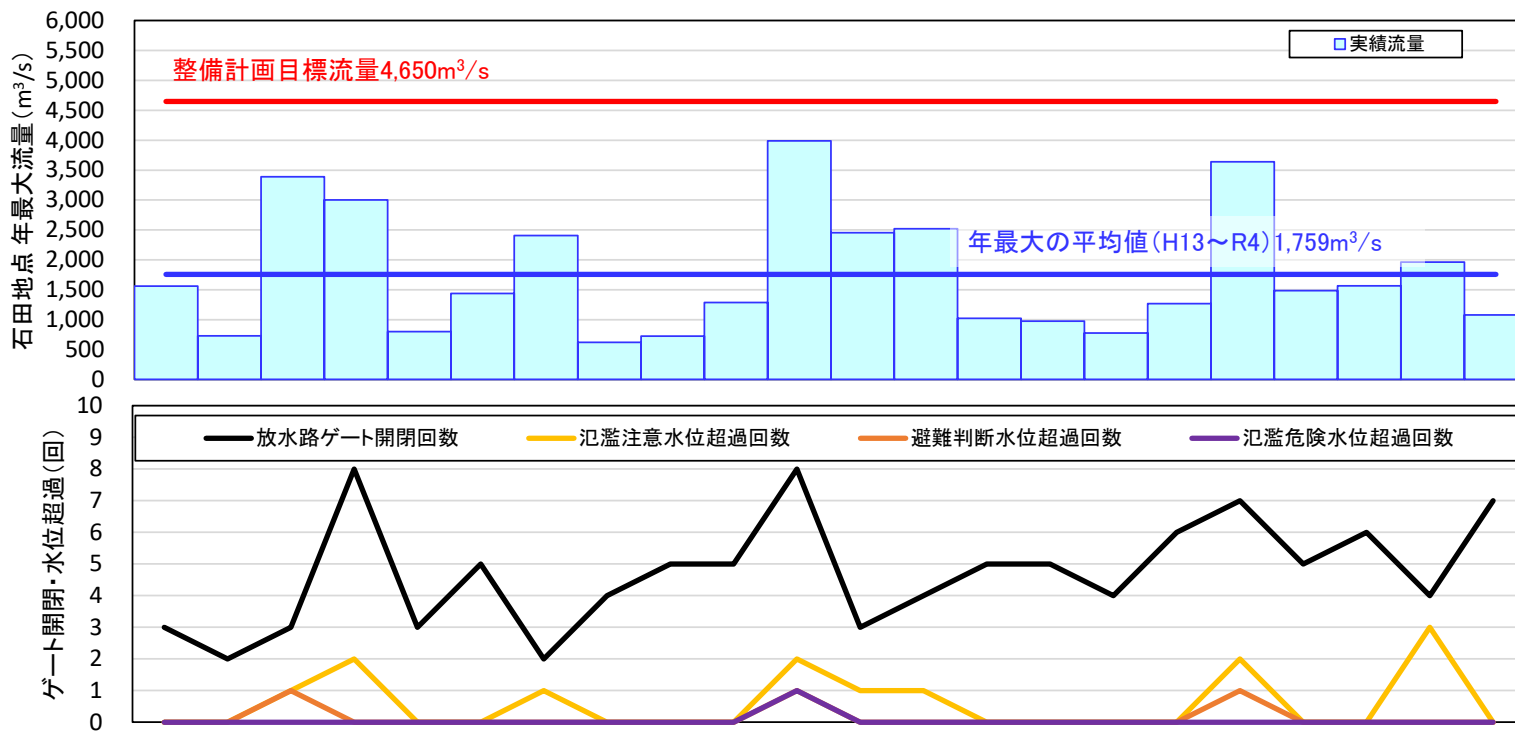
別紙-3

豊川水防連絡会 幹事名簿

幹事長	豊橋河川事務所副所長(技術)
幹事	豊橋河川事務所流域治水課長 豊橋市河川課長 豊川市道路河川管理課長 新城市土木課長

豊川放水路の令和4年度までのゲート開閉回数

- 平成最大となる平成23年9月洪水は、河川整備計画で河道整備の目標とする流量（河道整備流量）4,100m³/s（石田地点）に迫る3,991m³/sの出水である。
- 年最大実績流量の整理結果より、いずれの年も河川整備計画目標流量4,650m³/s（石田地点）を下回っている。
- 河川整備計画策定後の放水路ゲートの開閉回数は、2～8回で推移している。（令和4年度は7回）



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
放水路ゲート開閉回数(回)	3	2	3	8	3	5	2	4	5	5	8	3	4	5	5	4	6	7	5	6	4	7
氾濫注意水位超過回数(回)	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0	3	0
避難判断水位超過回数(回)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
氾濫危険水位超過回数(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0